

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

代表取締役 関川 泰子

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第7条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年3月27日

足立区長 近藤 弥



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設  
特別区内の指定引取場所

- 4 作業場所 足立区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から  
平成23年3月31日 まで

- 6 許可の条件  
作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。  
二 足立区内の指定引取場所に運搬する一般廃棄物は、杉並区、葛飾区で収集した特定家庭用機器再商品化法対象物に限ること。

1 この決定に不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により足立区長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この許可証を受け取った日(前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法の規定により足立区を被告として(足立区を代表する者は足立区長になります。)、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。